

市川市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の措置（第6条第4項において「措置」という。）の要否について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 老人福祉施設の職員
- (3) 千葉県市川健康福祉センターの職員
- (4) 地域包括支援センターの職員
- (5) 市の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、3親等以内の親族の措置に関する議事に加わることができない。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

老人ホーム入所判定委員会委員	” 9,100円
----------------	----------